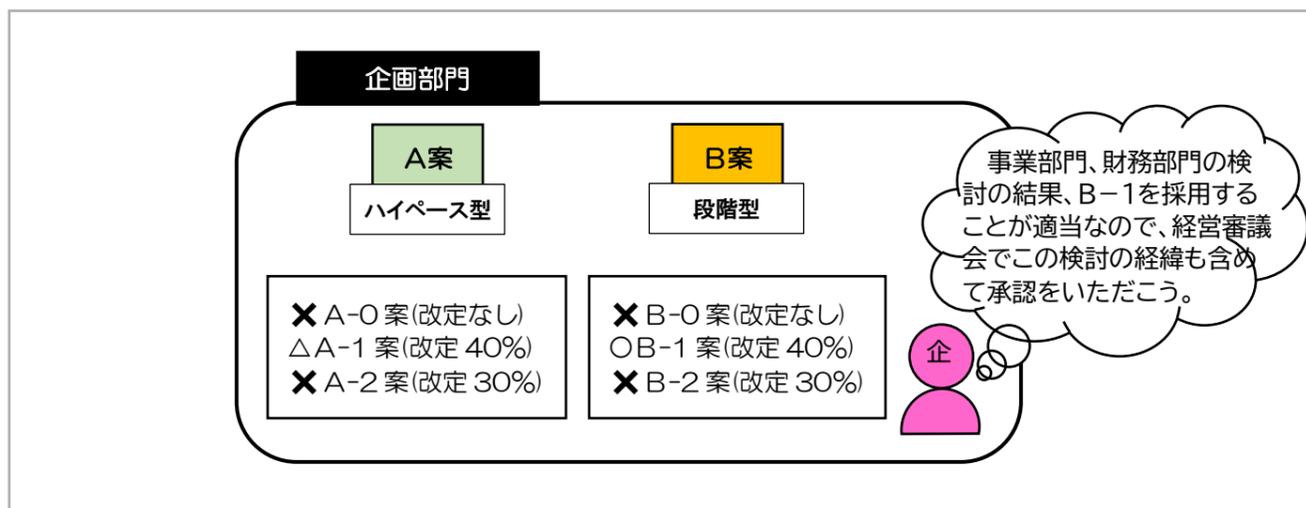
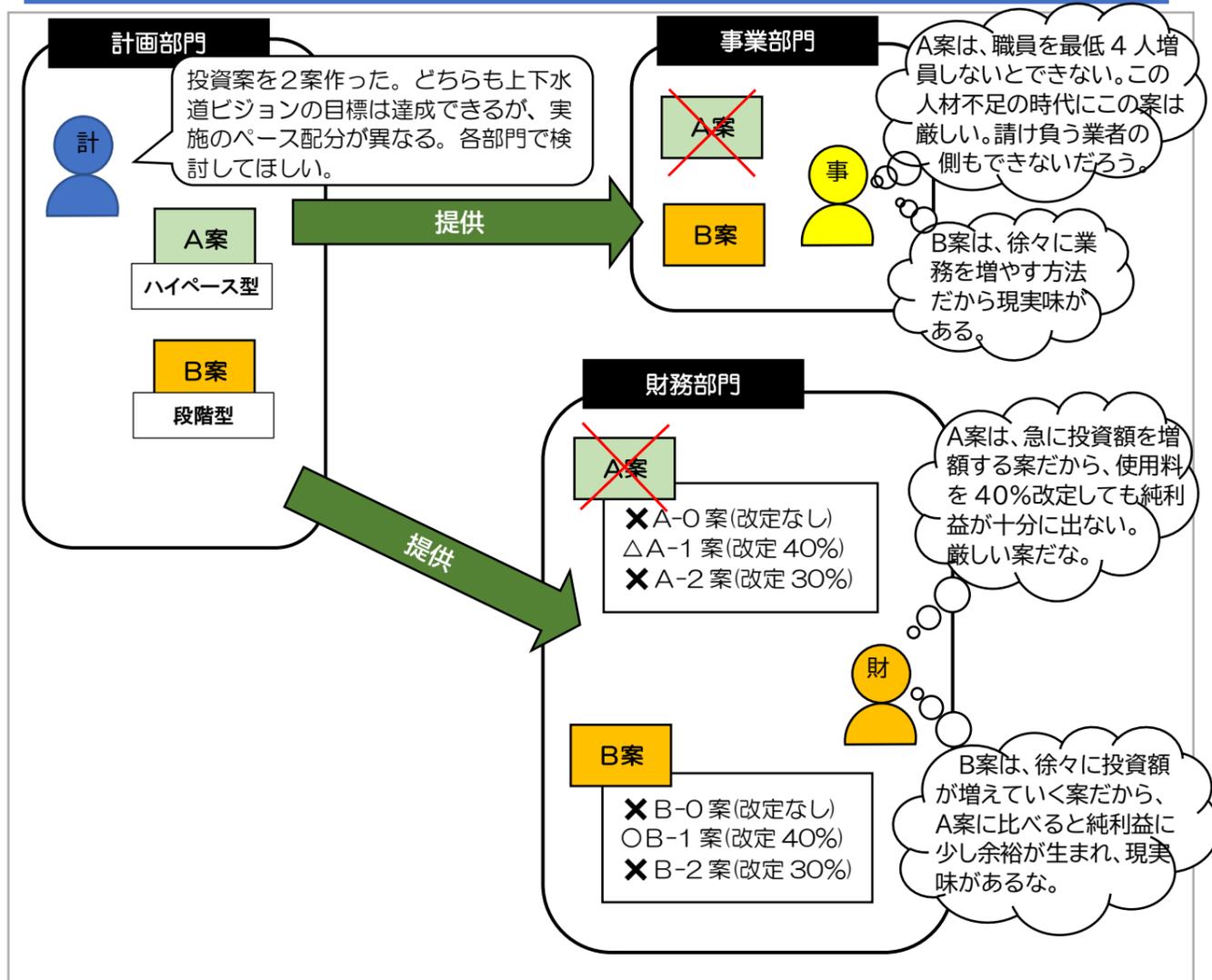


# 公共下水道事業 投資財政計画シミュレーション (補足説明)

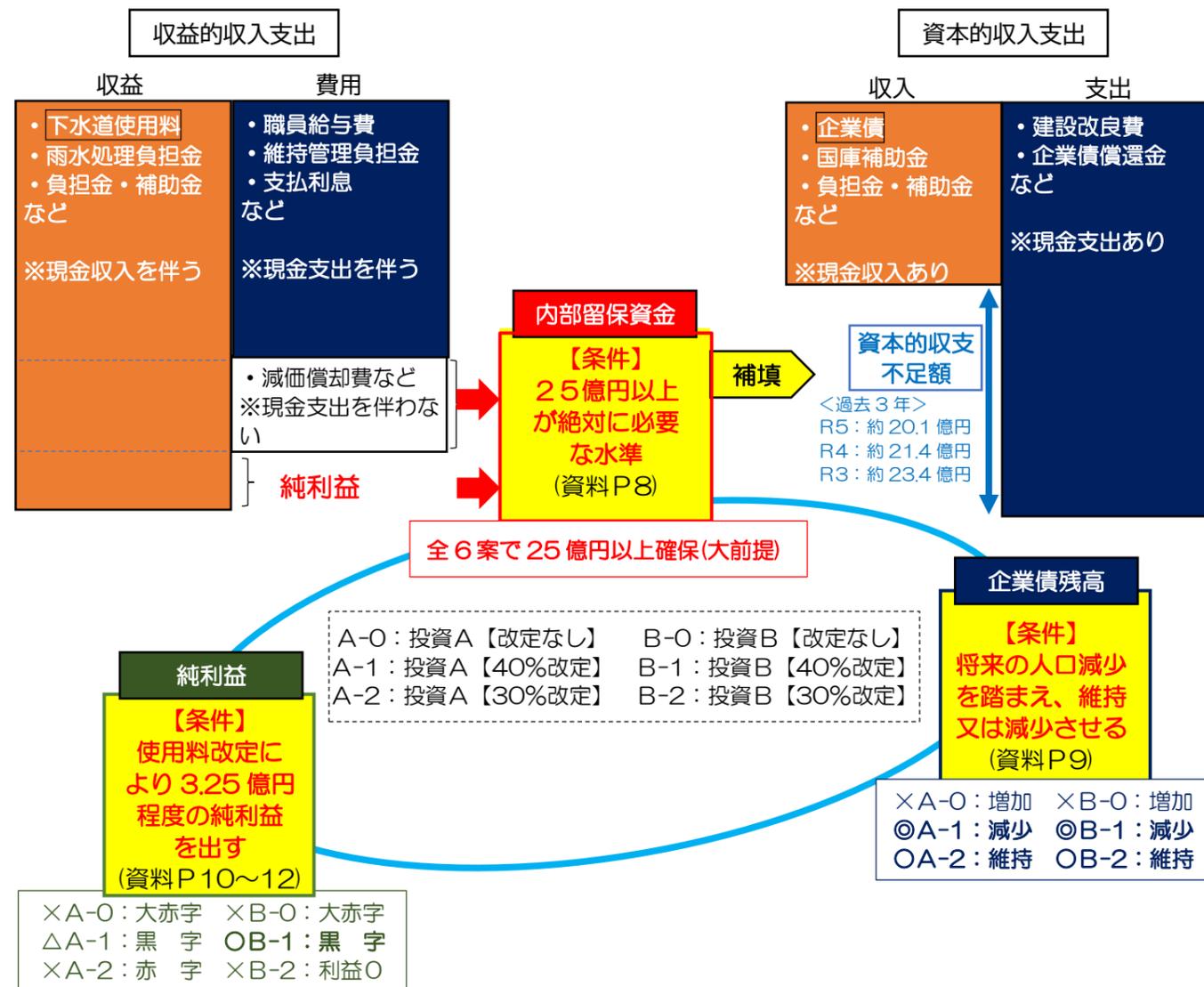
## 1 投資案 (A案・B案) 検討の経緯について (資料P7)



※資料とは、第3回審議会資料1-4を指します。

## 2 内部留保資金について

### (1) 公営企業会計制度を踏まえた内部留保資金について



※資料P18

## 5 シミュレーション結果

投資案	シミュレーション (改定率)	要件		投資案実現可能性	評価
		純利益 (3.25億円程度)	企業債残高 (維持・減少)		
A案 (ハイペース型)	A-0 (改定なし)	×	×	低い	×
	A-1 (40%・15%)	△	◎		△
	A-2 (30%・25%)	×	○		×
B案 (段階型)	B-0 (改定なし)	×	×	高い	×
	B-1 (40%・10%)	○	◎		○
	B-2 (30%・15%)	×	○		×

⇒ A-0及びB-0の結果から、使用料改定は必要である。  
 ⇒ 改定案は、純利益、企業債残高及び投資実現可能性に鑑み、B-1案を採用する。<sup>18</sup>

# 公共下水道事業 投資財政計画シミュレーション (補足説明)

## (2) 内部留保資金 (災害分) について

※資料P8

### 2-3 シミュレーションの前提条件(財政面1)

○内部留保資金：計画目標＝適正な水準の確保 (R5年度末：52.7億円)

内部留保資金を保有する目的

- ⇒ 主たる目的は、**資本的収支不足額への補填財源** だが、
- ⇒ 一方で、**日々の運転資金 (支払いの財源)** としての側面もある。



- ⇒ 今後の投資規模拡大を考えると、**最低25億円**は必要であると考えます。
- ⇒ **内部留保資金を最優先すべき項目としてシミュレーションする。**

### ●災害復旧事業費について

東日本大震災の事例を参考としました。

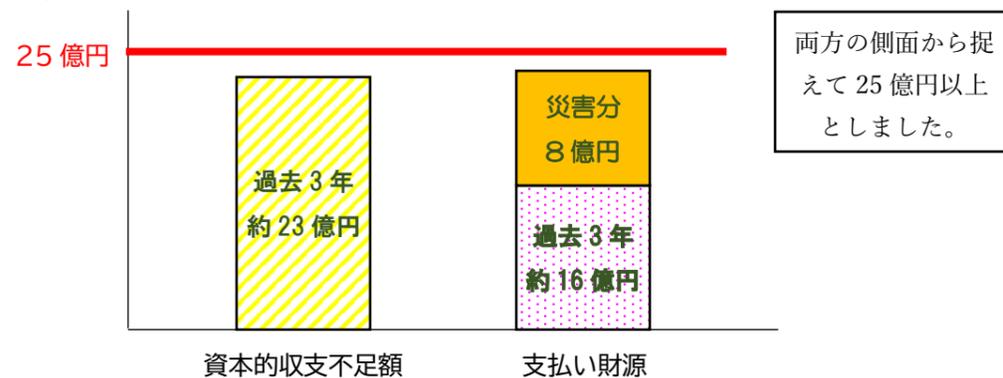
災害復旧事業費の財源：国庫補助金、一般会計繰出金、企業債で100%充当可能

- ⇒ 内部留保資金は使用せずとも事業ができる仕組みになっていた。
- ⇒ **資本的収支不足額への補填財源としての上積みは不要と考えました。**

ただし、当該財源はすべて事後的に収入されるものであり、一旦は支払う必要があるため、支払い財源としては見込む必要があります。

見込む金額としては、東日本大震災の際、北関東地方の某中核市の災害復旧事業費が約8億円だったことから、この額を参考にしました。なお、福島県内の都市の災害復旧事業費を参考にすべきとも考えましたが、過度な災害復旧事業費を見込むと、確保すべき内部留保資金が増大し、使用料改定率を押し上げる要因となりますので、8億円としました。

上記資料のなかで見込んでいる支払い財源 (図右側・過去3年間) は約16億円。これに、災害復旧事業費分の支払い財源8億円を更に見込んだとしても計24億円であり、**最低必要額25億円には達しないことから、内部留保資金の最低必要額は25億円で問題ないと考えたものです。**



## 3 用語解説

用語	解説
収益的収支	地方公営企業の経営活動に伴い、年度内に発生が見込まれるすべての収益とそれに対応するすべての支出。 ○収益的収入…下水道使用料、受取利息 等 ○収益的支出…県に支払う汚水処理費 (流域下水道維持管理負担金)、支払利息、減価償却費 等
純利益	収益的収支から生じた利益 (収益的収入から収益的支出を控除した額) 地方公営企業の純利益は、補填財源として建設改良費や企業債償還金に使用される。
現金支出を伴わない費用	減価償却費等が該当する。施設・設備等を新規に取得したり改築等を行った際の経費は、資本的支出により支出され、固定資産経理される。固定資産は、耐用年数にわたって減価償却費として収益的支出に計上されるため、現金支出は伴わない費用となる。
減価償却費	時間の経過によって低下する施設・設備等の経済的価値の減少(減価)を会計年度ごとに見積もって費用として計上するもの。
資本的収支	施設・設備等の建設改良及びそれに係る企業債償還金等の支出と、その財源となる収入。
企業債	地方公営企業が行う建設改良等に要する資金に充てるために起こす地方債。
国庫補助金	国から都道府県、市町村に対して交付される補助金。
建設改良費	施設・設備等の新規取得や改築等に要する経費。
企業債償還金	企業債等の借入金に係る返済元金。
資本的収支不足額	資本的収入の額が資本的支出の額に不足する額。
内部留保資金	減価償却費等の現金支出を伴わない費用や収益的収支における利益によって、企業内に留保される資金のこと。
雨水処理負担金	雨水公費・汚水私費の原則により、雨水処理に要する経費に対する一般会計繰出金。
負担金・補助金	本市では、一般会計からの繰出金のうち、国が示した基準により繰入れているものを(他会計)負担金、それ以外に独自の基準で繰入れているものを(他会計)補助金として受け入れている。